

福祉医療費受給者証が新しくなります！

☎ 住民保険課 ☎27-0174

岐阜県の福祉医療費助成制度において、全国的に採用されている公費負担者番号を使用することになりました。それに伴い、すべての制度の受給者証が新しくなります。

令和8年4月1日以降も引き続き受給条件を満たす方には、4月1日から使用できる受給者証を3月中旬に郵送します。(申請は不要です。)

現在お使いの受給者証につきましては、**令和8年3月31日まで**使用できます。期日が過ぎましたら、ご自宅で破棄してください。

福祉医療費受給者証		乳幼児等
受給資格者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期限		
発行機関名 及び印		
交付年月日		

令和8年3月31日までの受給者証



福祉医療費受給者証		乳幼児等
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名 及び印		
交付年月日		

令和8年4月1日からの受給者証

新小学1年生と新高校1年生になる方は申請が必要です！

対象の方には3月中旬に申請書類を送付しますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

- 対象者** 平成22年4月2日～平成23年4月1日生（新高校生世代）
平成31年/令和元年4月2日～令和2年4月1日生（新小学1年生）
- 提出期日** 令和8年3月27日（金）
- 提出方法** 郵送（同封の返信用封筒をご利用ください）
- 返送いただくもの**
- ・申請書
 - ・受給者の方の資格確認書または資格情報のお知らせのコピー
(加入医療保険が申請書の記載と異なる場合のみ提出が必要です)